



全国瞬時警報システム (J-ALERT) の情報受信機関の拡大等について

国民保護室・国民保護運用室

1 J-ALERTの概要

(1) 整備推進への取組と運用状況

武力攻撃事態等において、住民の避難を的確かつ迅速に行うためには、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃事態等に関する情報を、迅速に住民に伝達できるシステムを構築しておくことが大変重要です。また、緊急地震速報や津波情報等の自然災害に関する情報についても、できる限り迅速な伝達が強く求められており、そのための瞬時の情報伝達システムの構築が喫緊の課題となっています。

消防庁では、弾道ミサイル発射情報をはじめ、緊急地震速報、津波警報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を通じて、直接、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動させることによりサイレン等を吹鳴させ、瞬時に住民に伝達する全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）

の整備の促進に取り組んでいます。

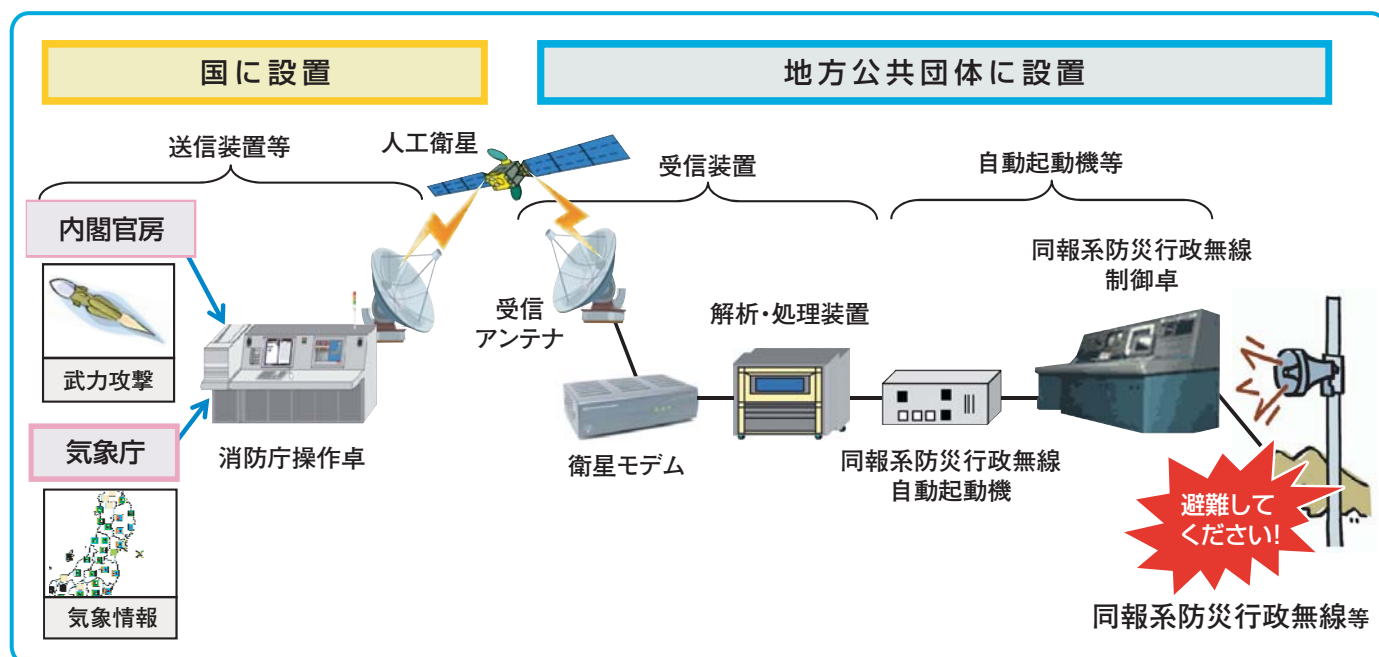
そのための施策として、消防庁は、これまでに受信装置を構成する衛星モデムの地方公共団体への配備を進めてきました。また、機器整備の財源に地方債（防災基盤整備事業（特に推進すべき事業）として、事業費の90%に対して防災対策事業債を充当し、その元利償還金の50%を交付税算入）を充てることができるようにしている等、地方公共団体によるシステム整備の取組を支援しているところです。

平成21年1月9日現在、J-ALERTは43都道府県及び150市区町村において運用されています（情報の受信のみの団体を含む）。

(2) 送信情報と放送内容

消防庁では、J-ALERTの運用について、平成17年度に「サイレン等による瞬時情報伝達のあり方に関する検討

図1 J-ALERTの概要図





会」において検討を行い、平成19年2月9日から情報の送信を開始しました。また、平成19年10月1日から、気象庁による一般国民向けの緊急地震速報の提供が開始されたことに伴い、当該情報の送信も開始しています。

表 送信情報の一覧

- 〔1〕 津波警報（オオツナミ）
- 〔2〕 津波警報（ツナミ）
- 〔3〕 緊急火山情報
- 〔4〕 緊急地震速報
- 〔5〕 津波注意報
- 〔6〕 臨時火山情報
- 〔7〕 火山観測情報
- 〔8〕 東海地震予知情報
- 〔9〕 東海地震注意情報
- 〔10〕 東海地震観測情報
- 〔11〕 震度速報
- 〔12〕 気象警報
- 〔13〕 弾道ミサイル情報
- 〔14〕 航空攻撃情報
- 〔15〕 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- 〔16〕 大規模テロ情報
- 〔17〕 震源・震度に関する情報
- 〔18〕 気象注意報

J-ALERTによる情報伝達は、同報系防災行政無線等の市区町村の設備を使用すること等から、どのような情報をJ-ALERTを用いて住民に伝達するかについて（同報系防災行政無線自動起動機の設定による。）は、最終的には、市区町村が判断することとなります。

しかしながら、表中の〔1〕～〔4〕、〔13〕～〔16〕の情報については、基本的に、国が第一報を覚知すると考えられること、極めて短時間での瞬時情報伝達と住民避難が必要となること、災害が発生した場合に大きな被害が予測されることから、他の手段による伝達に加え、対象となる地方公共団体において、原則としてJ-ALERTによる住民への伝達も行うこととしています。

自然災害情報（緊急地震速報を除く。）に関しては、以下の理由から、基本的に、国側で統一的又は標準的な放送内容の設定を行わず、参考となる放送文言例や音声、考え方を示すこととし、それを踏まえて地方公共団体において、放送内容を関連機器設置時に事前に音声登録することとしています。

- ① 同報系防災行政無線等の屋外スピーカーの設置状況が地方公共団体ごとに異なり、反響の状況や放送スピードが千差万別であること。
(例：放送スピードが遅い場合は短めの放送、速い場合はサイレンやメッセージ量も多い等。)
- ② 地形により放送内容が千差万別（例：河川や海岸の有無）であること。
- ③ 従来の経緯から、放送呼びかけ方法が地方公共団体ごとに異なること。
(例：「こちらは防災〇〇です」、「広報〇〇」、挿入無し等、冒頭の呼びかけが団体ごとに分かれる。)
- ④ 大半の地方公共団体が既に知見を有し、地方公共団体固有の放送音声も有しているため、その転用により、放送音声の吹き込みが容易であること（緊急地震速報を除く。）。)

2 情報受信機関の拡大

従来、J-ALERTは、市区町村の同報系防災行政無線を自動で起動させて住民に警報を伝達することを主な目的として整備されてきたため、その受信及び活用については地方公共団体に限っていました。しかしながら、J-ALERTの情報は、災害時における防災関係機関の初動体制の強化や、公共施設の在館者の安全確保にも活用が可能であり、いくつかの機関から情報の受信の要望も受けていたことから、J-ALERTの情報を受信できる機関の拡大について検討してきました。

その結果、住民の生命、身体及び財産の災害等からの保護に資すること、及びJ-ALERTの情報をを用いて収益事業を行うことはないこと等の理由から、指定行政機関（気象庁等）、指定地方行政機関（管区警察局等）、その



図2 情報受信機関の拡大

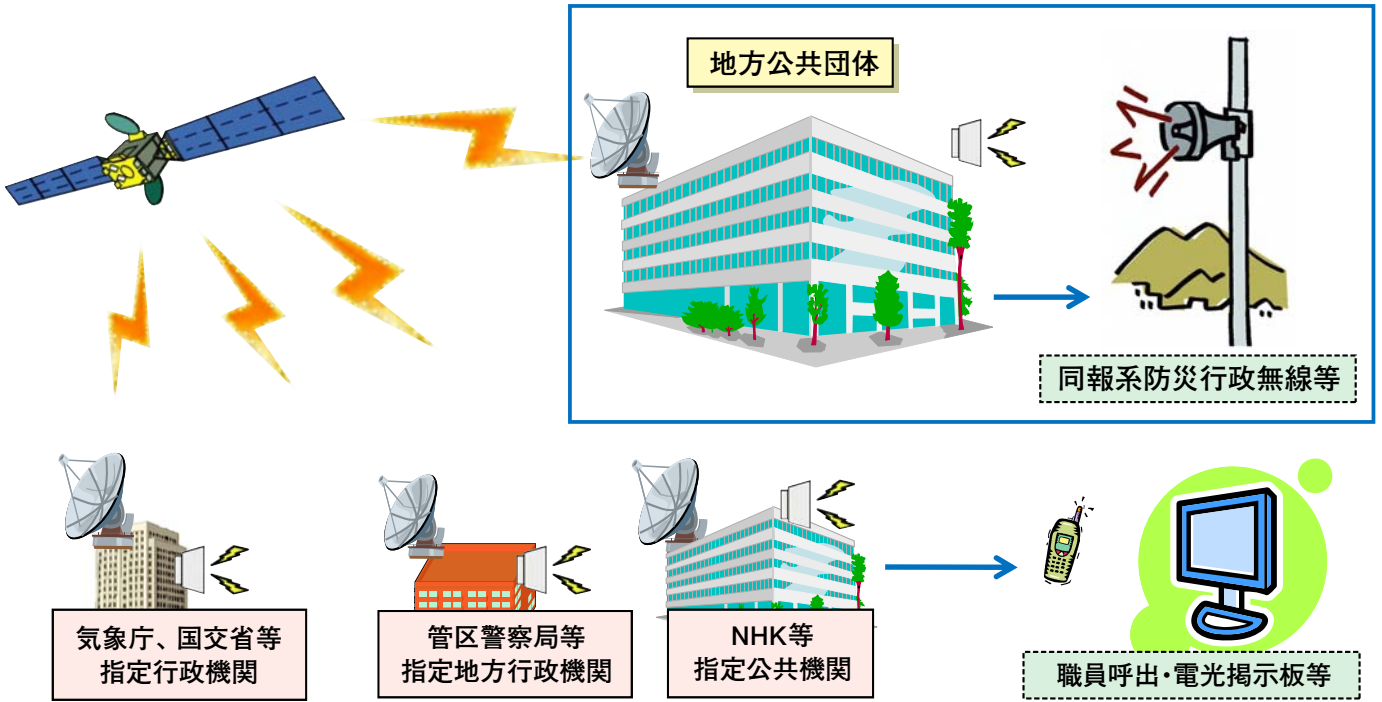
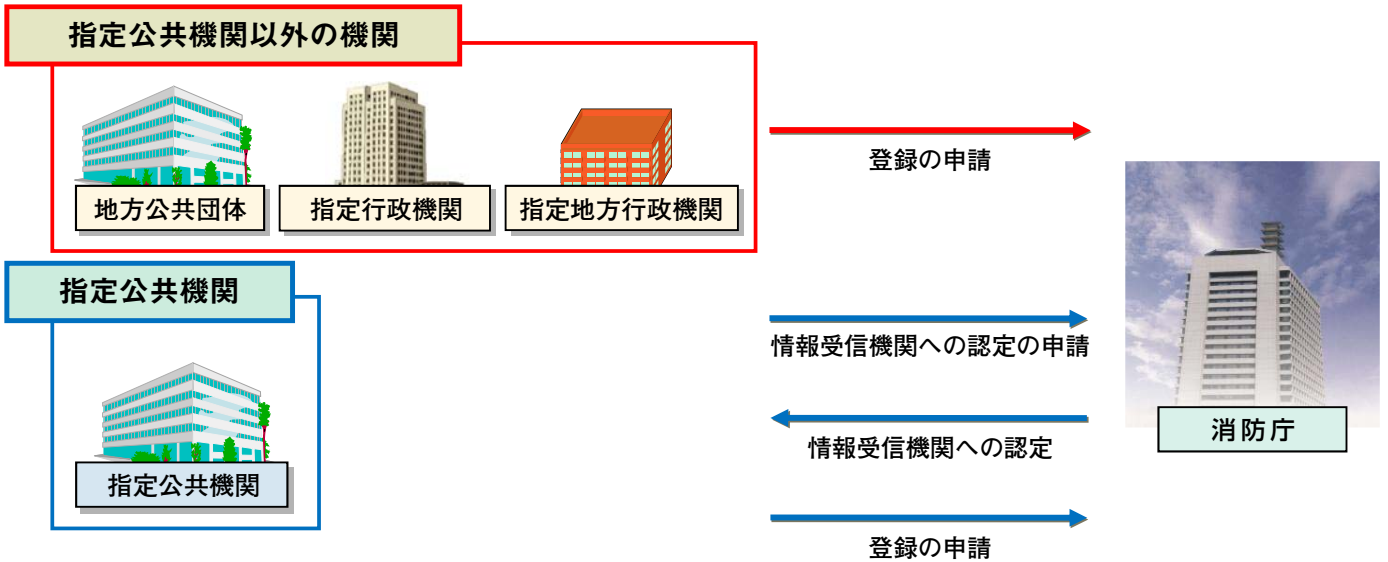


図3 登録申請の流れ



他の国の機関（裁判所等）及び指定公共機関（NHK等）のうち国民保護運用室長が認めるものについて、新たにJ-ALERTの情報受信機関の対象に加えることとし、それを規定した「全国瞬時警報システム業務規程」を新たに整備しました。

新たに加えられた機関のうち、指定公共機関以外の機関については、地方公共団体と同様、消防庁に対し申請することでJ-ALERTの情報の受信及び活用を行うことが

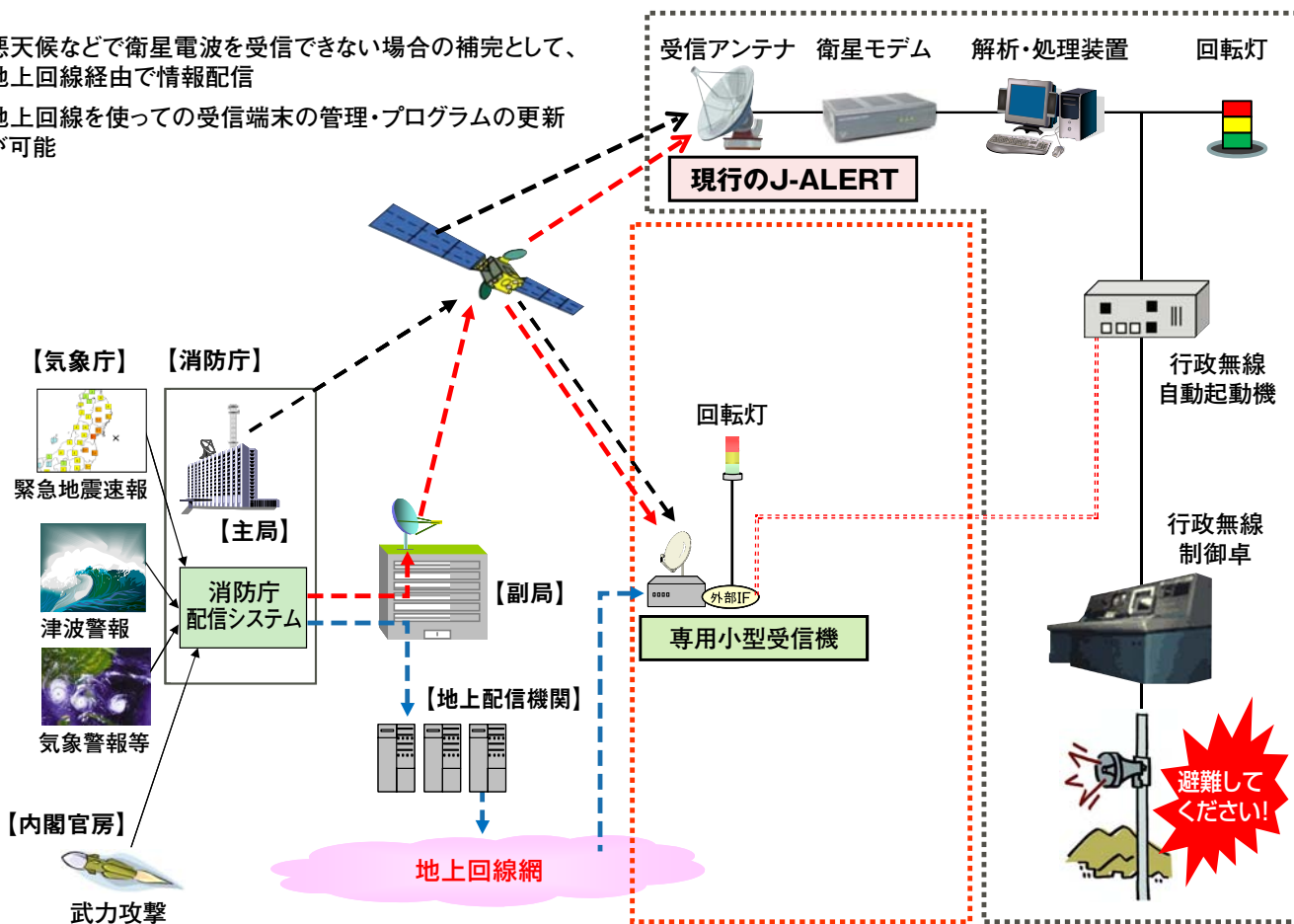
できます。

指定公共機関が情報の受信及び活用を行おうとする場合は、J-ALERTの情報をを用いて収益事業を行わない等の要件を満たした上で、情報受信機関としての認定を受ける必要があります。

これらの機関は、J-ALERTの情報を館内放送、電光掲示板への掲載、職員の呼出、他の防災関連システムとの連携等に活用することとなります。

図4 情報の地上配信

- 悪天候などで衛星電波を受信できない場合の補完として、地上回線経由で情報配信
- 地上回線を使つての受信端末の管理・プログラムの更新が可能



3 地上回線による情報の配信

J-ALERTは、情報の伝達に人工衛星を利用することから、集中豪雨等により電波が減衰し、情報の受信ができないことがあります（年平均10分程度）。消防庁では、これを防ぐため、東京都千代田区霞が関の送信局（主局）のほか、山口県にも送信局（副局）を設け、送信局の2局化を図ってきましたが、情報伝達ルートの変更による多重化による確実な情報伝達のため、地上回線（インターネット）によるJ-ALERTの情報の配信が財団法人自治体衛星通信機構により行われることとなりました。

これに併せ、同機構により、地上回線による配信が受けられるJ-ALERT専用小型受信機が開発されています。

これにより、情報伝達ルートの多重化はもとより、受信機の状態確認や、従来、担当職員が手作業で行っていたソフトウェアの更新をオンラインで行うことが可能となり、システムの安定性の向上や担当職員の負担軽減を

図ることができるようになりました。

4 今後の取組

今後、消防庁では、同報系防災行政無線の早期整備が困難な地方公共団体において、MCA無線やコミュニティFMなど多様な伝達手段を用いて住民に情報伝達することや、新たに開発されたJ-ALERT専用小型受信機を用いて、学校や病院等において情報を直接受信できるようにするなど、利用範囲の拡大に取り組んでまいります。

また、ミサイル発射や大地震は、頻繁に起こることではないため、J-ALERTの存在があまり住民に知られていないことから、住民が普段でもJ-ALERTの音声を聞くことができる仕組みを導入し、音による機器の動作確認や避難訓練のための音声を追加できるようシステムの改良を図ってまいります。